

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和6年1月29日

独立行政法人水資源機構
木津川ダム総合管理所
所 長 杉浦 友宣

1. 目的

本件は、独立行政法人水資源機構が調達を予定している物品（AED）の積算の参考とするための参考見積を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 独立行政法人水資源機構における令和3・4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 独立行政法人水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曾川水系及び淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、項目毎に必要な単価等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間：令和6年2月2日（金）から令和6年2月9日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 所長 杉浦 友宣 宛
【担当】木津川ダム総合管理所 経理課 渡辺
〒518-0413 三重県名張市下比奈知2811-2
TEL：0595-64-8961 FAX：0595-64-8964
- (4) 提出方法
参考見積書は持参、郵送又はFAX（いずれの提出方法による場合においても、社印の押印があること。ただし、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載することで省略可。）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

- (1) 参考見積書は、別紙「見積仕様書」に示す条件で納入する物品において、納入するために必要な費用として、本体価格・輸送費・保険料・関税及び納入に要する一切の諸経費を含めた品目毎の単価及び総額を記載し提出して下さい。
- (2) 参考見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税額を含めないものとします。

(3) 参考見積書の有効期間は令和6年3月31日迄とします。

5. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和6年1月29日(月) から令和6年2月1日(木) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和6年2月2日(金) から令和6年2月9日(金) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、物品調達の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、物品調達の積算の目的以外には使用いたしません。

見積仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が行う「自動体外式除細動器（AED）購入（仮称）」に適用する。

第2節 概要

1. 納入場所

三重県名張市下比奈知 2811-2

独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所

2. 納期

契約締結の翌日から令和6年3月22日まで

3. 業務内容

本件は、自動体外式除細動器（AED）を購入するものである。

また、現在、機構で使用している既存の自動体外式除細動器（AED）の引き取り処分を行うものである。

4. 数量

自動体外式除細動器（AED） 5セット（購入）

自動体外式除細動器（AED） 5セット（既存AED引き取り処分）

第3節 仕様

1. 自動体外式除細動器（AED）機器品名

日本光電（AED-3100）又はフィリップス（ハートスタートHS1+e）又は同等機種以上を納品すること。

同等品で納品する場合は、必ず事前に確認すること。

2. 自動体外式除細動器（AED）機器構成（1セットの構成）

（1） AED本体 1台

（バッテリー1個、除細動パッド2組及び標準付属品を含む。）

（2） AED付属品及び消耗品

収納用バッグ（キャリングケース） 1個

除細動補助具 1組

（タオル、カミソリまたは脱毛テープ、感染防御用グローブ、はさみ、フェイスシールドを標準とする。）

（3） 小児用除細動パッド 1組

※ 本体において小児への対応が切り替え可能な場合は除く

（4） AEDステッカー 1枚

3. 自動体外式除細動器（AED）機器規格

(1) AED本体

- ① 厚生労働省の医療機器（高度管理医療機器、特定保守管理医療機器）の承認を得ていること。
- ② 「救急蘇生法ガイドライン2020」に対応すること。
- ③ 二相性波形除細動器であること。
- ④ 操作時において、日本語による音声ガイダンス機能を有すること。
- ⑤ セルフチェック機能を有し、機器やバッテリーの状態・異常をインジケータにより容易に確認できること。
- ⑥ 小児用除細動パッドの接続等により、小児への除細動が行えること。
- ⑦ 重量が2.5kg以内であること。

(2) AED付属品及び消耗品

- ① 収納用バッグ（キャリングケース）は、標準もしくはオプションを問わないが、屋外等への搬出が可能で、機器本体を保護できるものであること。
- ② 除細動補助具は、標準もしくはオプションを問わないが、収納用バッグ（キャリングケース）を利用して、機器本体と一体で搬出できること。

4. 既存AEDの引き取り処分

現在、当機構において使用中のAED本体及びその他付属品一式の引き取り処分を行うこと。

- (1) メーカー：CU（株）
- (2) 型番：CU-SP1
- (3) 数量：5セット

第4節 一般事項

1. 法令等の遵守

納入者は、納入に際し関係する諸法令基準等を遵守しなければならない。

2. 取扱説明及び提出図書

受注者は、納入時又は納入後、機構の職員に対し、機器等の取扱説明を行うこと。なお、提出図書は次によるものとする。

- (1) カタログ等
- (2) 取扱説明書

以上